

2019年5月14日



各 位

会 社 名 株式会社 宮 崎 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 平 野 亘 也
(コード番号 : 8 3 9 3 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 日 高 啓 司
(T E L 0 9 8 5 - 3 2 - 8 2 1 2)

委任型執行役員制度の導入に関するお知らせ

株式会社 宮崎銀行(頭取 平野 亘也)は、本日開催の取締役会において、委任型執行役員制度の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

- (1) 経営の意思決定・監督と業務執行を分離することを通じて、取締役会における経営の意思決定・監督にかかる機能の強化を図ります。
- (2) 執行役員が業務執行に専念・特化することにより、業務執行にかかる機能の迅速化を図ります。

2. 概要

- (1) 執行役員を現行の雇成型から委任型とすることで、経営からの業務執行に係る受任者としての位置付けを明確にします。
- (2) 執行役員の選任・解任は取締役会の決議によるものとし、任期は1年間とします。
- (3) 取締役は執行役員を兼務することができるものとします。

3. 導入日(予定)

2019年6月27日(第134期定時株主総会開催日)

4. 執行役員人事

本日付公表の「2019年3月期決算短信」の「役員異動」において、取締役の異動とあわせて公表しております。

以 上